四日市市情報セキュリティ基本方針

令和８年４月１日　施行

四日市市

目次

１．目的

四日市市情報セキュリティ基本方針（以下、「本基本方針」という。）は、本市のサイバーセキュリティを確保するため、地方自治法第 244 条の 6 第 1 項の規定に基づき、四日市市議会、市長その他の執行機関が共同で策定し、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することで、サイバー攻撃等の脅威から議会および行政の機能を保護し、もって住民の権利利益の保護と安定的な議会・行政運営に資することを目的とする。

２．定義

（１）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体及びクラウドサービス等の外部サービスで構成され、議会活動や行政事務のために情報処理を行う仕組みをいう。

（３）サイバーセキュリティ、情報セキュリティ

情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の安全管理が、情報通信ネットワーク及び情報システム等を通じて適切に行われている状態をいう。

（４）情報セキュリティポリシー

本基本方針及び四日市市情報セキュリティ対策基準又は各機関で制定する対策基準をいう。

（５）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（６）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（７）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（８）電子計算機

コンピュータ本体（基本ソフトウェアを含む。）及び周辺機器並びに記録媒体をいう。

（９）電磁的記録媒体

サーバ装置、端末、通信回線装置等に内蔵される内臓電磁的記録媒体と、USB メモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R、磁気テープ等の外部電磁的記録媒体をいう。

（１０）サーバ等

電子計算機のうち、データを大量に処理する装置及びその周辺機器並びにネットワークの中核をなす機器をいう。サーバのほか、ホストコンピュータ、ルータ等もこれに含む。

（１１）サーバ室等

サーバ等を運用管理する目的で設置している部屋をいう。

（１２）職員等

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職の職員（会計年度任用職員を含む）のほか、同第３項に規定する特別職のうち、市長、副市長、地方公営企業の管理者、議員、各行政委員会の委員、監査委員および本市の業務に従事する委託契約先の従業員及び派遣職員を含む。

（１３）マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系、基幹系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

（１４）LGWAN 接続系（情報系）

財務会計及び文書管理等 LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（１５）インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（１６）学校教育系

市内小中学校及び教育委員会に関わるデータと、情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（１７）通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

（１８）無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

３．対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（1）サプライチェーン攻撃、標的型攻撃、ランサムウェア、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（2）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（3）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（4）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（5）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４．適用範囲

（1）適用の範囲

本基本方針が適用される範囲は、市長部局、議会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、教育委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、消防本部、上下水道局及び市立四日市病院とする。

（２）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

①ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体

②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

５．職員等の遵守義務

職員等（議員、委員、常勤・非常勤問わずすべての教職員（以下、「教職員」という。）を含む。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

６．情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

（１）組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

（２）情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

（３）情報システム全体の強靭性の向上

情報システム全体に対し、以下の原則に基づき強靭性を確保する。

① 重要度に応じた分離

取り扱う情報の機密性や行政・議会運営への影響度に応じて、ネットワークを適切に分離し、境界における防御措置を講じる 。

② 境界対策と無害化

セキュリティ水準の異なる領域間でデータを授受する際は、ウイルスの除去やデータの無害化等の安全確保措置を講じる 。

③ 監視・防御機能の強化

高度な監視・分析機能を備えたセキュリティ基盤（自治体情報セキュリティクラウド等）を活用し、外部からの脅威によるサイバー攻撃を早期に検知・遮断する 。

④ 本人識別とアクセス制御

重要情報へのアクセスには、多要素認証や電子証明書等の高度な本人識別手段を必須とし、なりすましを防止する 。

（4）物理的セキュリティ

サーバ等、サーバ室等、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

（5）人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（6）技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

（7）運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

（8）外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

（9）評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上

を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

７．情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

８．情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

９．情報セキュリティ対策基準の策定

上記６、７及び８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を各機関の特性に応じて策定する。

１０．情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を各機関の特性に応じて策定する。